

新潟県条例第7号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年新潟県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(失職の例外) 第5条 任命権者は、職務遂行中の <u>過失による事故</u> 又は通勤途上の過失による交通事故により <u>禁錮</u> 以上 の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員 について、情状を考慮して特に必要があると認 めるときは、その職を失わないものとするこ とができる。 2 (略)	(失職の例外) 第5条 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過 失による交通事故により <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、 その刑の執行を猶予された職員について、情状を 考慮して特に必要があると認めるときは、その職 を失わないものとするこ とができる。 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発生した職務遂行中の過失による事故（交通事故を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員については、なお従前の例による。